

# 資材置場においてドラグ・ショベルを運転中、ドラグ・ショベルが横転して、運転者が下敷きとなる



## 発生状況

この災害は、資材置場において、土砂等の片付け作業をするためドラグ・ショベルを運転中、ドラグ・ショベルが横転し、運転中の作業者が運転席から飛び出した。転倒したドラグ・ショベルの下敷きとなったものである。

土木工事を施工するX建設では整地工事と下水道工事の2現場で作業を行っていた。

災害発生当日、事務所に集合した作業者は朝礼後、それぞれの現場に向かったが、遅れて出勤した作業者Aは、責任者が不在であったため、1人でドラック・ショベルを使用して事務所裏の資材置場で片付け作業を始めた。

作業員Aが資材置場に山積みされた下水道工事の埋め戻し用土砂利の付近を整理していたとき、突然、ドラック・ショベルが運転席出口を下にした状況で横転した。

この時、現場から事業場に帰ってきたダンプカーの運転手が、車庫前を通りかかり、ドラグ・ショベルの倒れるような音を聞いて、車から降りて駆けつけたところ、作業員Aが横転したドラグ・ショベルの運転席ドア付近で下敷きになっていた。

当日は雪が降った後で、資材置場には約10cmほどの雪が積もっていた。

## 原因

この災害は、資材置場において、土砂等の片付け作業をするためドラグ・ショベルを運転中、ドラグ・ショベルが横転し、運転中の被災者が運転席から飛び出した。横転したドラグ・ショベルの運転席との間にはさまれたものであるが、その原因としては次のようなことが考えられる。

- 1 作業計画書が作成されていなかったこと
- 2 作業指示者が的確な作業指示を行わなかったこと
- 3 ドラグ・ショベル等車両系建設機械を用いて作業を行うときの安全作業標準を作成していなかったこと
- 4 ドラグ・ショベルを用いて資材置場を整理する作業を行うにあたり、
  - (1) ドラグ・ショベルの作業位置が、足場としては不安定な位置であったこと
  - (2) 誘導者を配置していなかったこと
- 5 作業に必要な安全教育等を実施していなかったこと
- 6 作業に必要な免許証等を常に携帯していなかったこと
- 7 安全管理体制の整備が不十分なこと

## 対策

この災害は、資材置場において、ドラグ・ショベルを運転中、ドラグ・ショベルが横転し、ドラグ・ショベル

の下敷きとなったものであるが、同種災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

- 1 作業計画書を作成し、それに基づく作業を実施すること
- 2 作業指示者は的確に作業指示を行うこと
- 3 ドラグ・ショベル等車両系建設機械を用いて作業を行うときは、安全作業標準を作成すること
- 4 不整地等で車両系建設機械等を使用するときは、次の事項を厳守すること
  - (1) 足場の安定した場所で使用すること
  - (2) やむを得ず、車両系建設機械等を転倒のおそれのある場所で使用する場合には、誘導者を配置すること
- 5 ドラグ・ショベルの運転に就かせるときに必要な安全教育等を実施すること
- 6 作業に必要な免許証等は、常に携帯させること
- 7 安全管理体制を整備確立すること

<b>業種</b>	その他の建築工事業	
<b>事業場規模</b>	30～99人	
<b>機械設備・有害物質の種類 (起因物)</b>	掘削用機械	
<b>災害の種類(事故の型)</b>	転倒	
<b>建設業のみ</b>	<b>工事の種類</b>	上下水道工事
	<b>災害の種類</b>	パワーショベル等
<b>被害者数</b>	死亡者数：1人 不休者数：0人	休業者数：0人 行方不明者数：0人
<b>発生要因(物)</b>		
<b>発生要因(人)</b>	危険感覚	
<b>発生要因(管理)</b>	確認なしに崩れやすい物に乗り又は触れる	

NO.100342